

# 医療技術者等修学資金 貸付制度のご案内

## 広尾町医療技術者等修学資金貸付制度とは

医療技術者等を養成する学校又は養成施設に在学している方に対し、修学に必要な費用を**無利子で貸付**します。卒業後に一定期間、広尾町内で医療技術者等として業務に従事した場合、**全額を返還免除**します。

### 対象となる方

医療技術者等(※1)を養成する学校又は養成施設に在学している方で、卒業後、広尾町役場又は広尾町内の医療機関等(※2)で勤務する意欲のある方

(※1)医療技術者等とは、保健師、看護師、准看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、その他町長が認める資格を有する方です。

(※2)医療機関等とは、病院や診療所(広尾町国民健康保険病院や町内のクリニックなど)、社会福祉協議会、介護サービス事業所、多機能型事業所などです。

(※)広尾町役場(保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、健康管理センター、地域包括支援センターなど)

### 貸付金額

**保健師・看護師**

月額10万円以内  
×修学期間

**准看護師・保育士・  
社会福祉士・介護福祉士等**

月額5万円以内  
×修学期間

※貸付はいずれも無利子です

### 返還免除の条件

学校又は養成施設を卒業後、広尾町役場又は広尾町内の医療機関等に下記の期間従事されると、返還金の全額を免除します。

#### **保健師・看護師**

貸付を受けた期間の1.5倍に相当する期間

#### **准看護師・保育士・社会福祉士・介護福祉士等**

貸付を受けた期間の2倍に相当する期間

〔※保健師養成校に4年間在学し、保健師免許を取得した場合  
4年間 × 1.5倍 = 6年間従事すると返還免除となります〕

#### **返還免除までのながれ**

医療技術職等に登録

広尾町役場又は広尾町内の  
医療機関等に就職

継続して既定の期間従事

返還免除

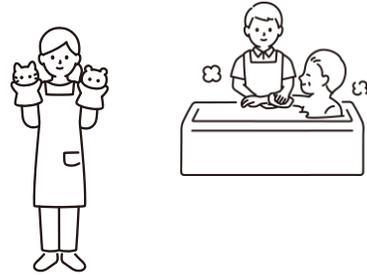
申請方法・問い合わせ先は裏面をご覧ください

## 1. 申請

貸付を希望される方は、申請に必要な書類を申請窓口へ提出してください(郵送可)。申請に必要な書類(※印がついているもの)は、広尾町公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、役場1階保健福祉課でも配布しています。

### 申請に必要な書類

- 医療技術者等修学資金貸付申請書(※)
- 在学証明書または入学を証明する書類
- 履歴書
- 健康診断書
- 戸籍謄本または住民票



## 2. 審査・貸付の可否決定

広尾町は、貸付の可否及び貸付金額を決定し、申請された方に通知します。

## 3. 誓約書の提出

貸付が決定したら、下記の書類を提出してください。

- 誓約書(※)
- 借用書(※)



## 4. 修学資金の交付

毎月(月末)、決定した修学資金を指定された口座に送金します。

### Q.いつから申請できますか？

A.医療技術者等を養成する学校又は養成施設に在学中であれば、いつでも申請することができます。この場合、貸付期間は申請(決定)月が属する年度の4月分までさかのぼって貸付を受けることができます。

### Q.すでに他の奨学金や貸付制度も利用していますが、申請できますか？

A.可能です。ただし、すでに利用している貸付制度が他の貸付制度と併用できるか等の要件をご確認ください。

